

表彰
平成28年度公衆衛生事業功労者として
吉田さんが厚生労働大臣表彰を受賞



厚生労働大臣表彰を受賞
吉田 博光さん
(十三坊塚・6区)

吉田博光さん(十三坊塚・6区)が厚生労働大臣表彰を受賞しました。吉田さんは、22歳のときに臨床検査技師の資格を取得。その後、足利赤十字病院で38年間にわたり臨床検査技師として医療業務に従事してきました。現在は、同病院の検査技師長を務めています。また、(一社)栃木県臨床検査技師会や学術部長や副会長などを歴任するなど、長年にわたり公衆衛生事業に尽力しています。今回の受賞はその功績が評価されたものです。

吉田さんは「このような栄誉ある賞を頂き、大変光栄です。まだまだ若輩者ですが、今後は少しでも邑楽町のために恩返しできればと思います」と話していました。

表彰
郷土芸能への熱意が評価されました
渡辺さんが上毛社会賞を受賞



上毛社会賞を受賞
渡辺 幾雄さん
(坪谷・22区)

渡辺幾雄さん(坪谷・22区)が上毛社会賞を受賞しました。これは、長年にわたり郷土芸能の振興に取り組んできた功績が認められたものです。

渡辺さんは20代で「伝統芸能掘り起し会」を主宰。各種の文献を調査しながら、地域の高齢者からの聞き取り調査を実施。「豊年万作踊り」や「里神楽獅子舞」など町に伝わる郷土芸能を復元しました。さらに、町内外での笛教室などの講師を務め、子どもから高齢者まで多くの人に指導。郷土芸能の普及・振興に尽力しました。

渡辺さんは「受賞は地域の皆さんや関係機関の皆さん、そして家族のおかげ。本当に感謝しています。これからも一層頑張ります」と話していました。

介護
退院後に安心して自宅へ戻れるように
退院調整ルールが始まりました

館林邑楽地域の1市5町(館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町)では、65歳以上の高齢者などの退院後の在宅介護を支援する「館林邑楽地域における退院調整ルール」により、医療と介護の連携に取り組んでいます。

▼退院調整ルール 介護を必要とする高齢者などが館林邑楽地域のどの病院から退院しても、スムーズに必要な介護サービスが受けられ、安心して自宅へ戻ることができるよう、医療(病院)と介護(ケアマネジャー、市町村)が連携して支援していく仕組みです。

参加機関	参加地域	機関数
退院調整ルール	居宅介護支援事業所	8 病院
地域包括支援センター	60 か所	
市町村	9 か所	

※平成29年2月現在。

▼対象者 館林邑楽地域に住んでいる人で館林邑楽地域の病院に入院し、退院後に自宅へ戻って介護サービスを使う人です。

▼退院調整ルールの流れ 退院後、病院が「介護サービスが必要」と判断した人には、介護保険サービスの利用手続きなど、病院とケアマネジャーが連携し支援します。

介護保険サービスを利用している人が入院した時は、入院時に担当のケアマネジャーに連絡してください。

▼利用者や家族の皆さんへお願い

万が一の入院・通院に備えて、普段から①～⑤をセットにしておきましょう

- ① 医療保険の被保険者証
- ② 介護保険被保険者証
- ③ お薬手帳
- ④ かかりつけ医療機関の診察券
- ⑤ 担当ケアマネジャーの名刺

急な入院・通院で、家族がケアマネジャーに連絡できない場合などに、病院がケアマネジャーと連絡を取りやすくなります

▼その他 入院時には、病院の窓口にて医療保険の被保険者証と一緒に、介護保険被保険者証を提示してください。

▼問合せ 役場健康福祉課 47-5021、館林保健福祉事務所 72-13230

協定
町と生活協同組合コープぐんま
地域見守り活動で協定

3月28日、町は生活協同組合コープぐんま(以下、生協)と地域見守り活動に関する協定を締結しました。

協定では、町民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしているよう、地域での見守り活動を強化することを確認しました。

生協には、定期的に商品を宅配する業務の特性を生かし、配達担当者が宅配中や訪問先で、いつもと違う気になることや異変を発見した場合、さらに支援の必要性を感じた場合に、町へその状況を伝えるなどの役割を担っていただきます。

▼問合せ 役場健康福祉課 47-5021



協定を結んだ生協の梅沢理事長(左)

募集
明日のまちづくりにあなただけの力を
平成30年度採用の役場職員募集

町では、平成30年度に採用する町職員(一般事務・保育士)を募集します。

一般事務

▼人数 若干名

▼受験資格 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業または平成30年3月31日までに卒業見込みの人

▼第一次試験日 7月23日①

▼第二次試験日 8月下旬予定

▼人数 若干名

▼受験資格 昭和57年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有するか取得見込みの人

▼第一次試験日 7月9日①

▼第二次試験日 8月下旬予定

▼共通事項

▼第一次・第二次試験会場 町役場

▼受付期間 5月22日①～6月16日①(午前8時30分～午後5時15分) ※土曜日を除く。

▼申込・問合せ 役場総務課 47-5001

開発
アイデア、企画、試作品をご相談ください
新商品研究開発支援助成金

町では、町の名産品「おうらブランド」づくりを推進中です。新商品の開発に意欲的に取り組む中小企業の皆さんに対し、その研究開発に必要な経費の一部を助成します。

▼対象商品 次の全てに該当する商品

- ① 販売を目的とした、新たに研究開発された食品や民・工芸品
- ② 邑楽町をイメージすることができ、広く推奨できるもの

▼対象者(①～⑤のいずれかに該当し、町税などに滞納がない事業者)

- ① 町内で1年以上継続して事業を行っている中小企業者
- ② 町内で1年以上継続して事業を行っている2者以上の中小企業者
- ③ 町内に店舗があり、1年以上継続して一般消費者に販売している食品製造業者
- ④ 町商工会会員、JA邑楽館林組合員
- ⑤ その他、町長が適当と認めるもの

▼対象経費(次の①～⑥に掲げる新商品を研究開発するために必要な経費)

- ① 原材料費
- ② 機械装置・工具器具購入費
- ③ 試作・改良などの経費
- ④ デザイン・印刷費
- ⑤ 商品開発の一部を他業者に委託する経費
- ⑥ 商品登録などに必要な経費

▼助成金の額 対象経費の80%以内の額または50万円以内のいずれか少ない額 ※審査の結果、新商品の認定が認められなかったときは、対象経費の40%以内の額または25万円以内のいずれか少ない額になります。

▼申請方法 所定の申請書と関係書類、試作品を提出する

▼申請締切 6月30日①

▼申請・問合せ 役場商工振興課 47-5026

